

第 3 章

人と人との交流でつくるまち

【市民交流】

序論

基本構想

基本計画

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章



施策体系

第3章 【市民交流】

人と人との交流でつくるまち

節

第1節【市民参加】
手をつなぎ協力しながら進める
市民参加のまちづくり

第2節【地域コミュニティ活動】
多種多様なコミュニティ活動の充実を支援

第3節【住民自治】
たまり場づくりの推進

第4節【男女共同参画】
男性も女性も自分らしく活躍できる社会

第5節【国際交流】
海外と地域における異文化交流の推進

施策の展開方向

(1) 牛久のまちづくりへの市民参加を促進する（協働のまちづくりへの意識醸成）

(2) 市民の声を積極的に取り入れたまちづくりを推進する（市民意見の反映）

(3) 新たなまちづくりの担い手を発掘し、育成する（まちづくりの担い手支援）

(1) 市民・団体が活動しやすい環境を提供する（市民や団体の主体的な活動支援）

(2) 地域における多様な人々の交流を促進する（市民交流の活性化）

(1) 市民による地域課題の解決を支援する（地域の課題解決支援）

(2) 地区ごとの市民活動の活性化を支援する（行政区・自治会活動支援）

(3) 市民が相互にふれあう「たまり場」の運営を支援する（たまり場の運営支援）

(1) 性別にかかわらず活躍できる社会づくりを推進する（男女共同参画の推進）

(2) 仕事と家庭のバランスが取れた生活環境づくりを促進する（ワーク・ライフ・バランスの促進）

(3) 男女間の暴力やハラスメントのない社会づくりを促進する（暴力・ハラスメント対策及び被害者支援）

(1) 市民の異文化との交流を活性化する（異文化交流の支援）

(2) 地域の外国人が暮らしやすい環境を整える（多文化共生の推進）

第1節 市民参加

手をつなぎ協力しながら進める

市民参加のまちづくり

関連計画
総合計画前期基本計画

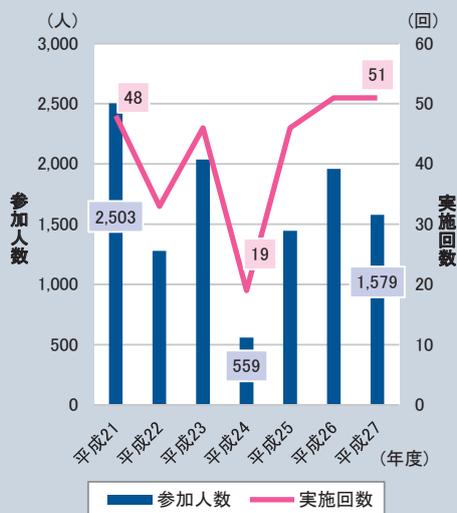
現状

- ◆地域の抱える課題や市民のニーズの多様化により、行政サービスやまちづくりは、これまでのような画一的な仕組みや事業での対応が困難になっています。そうした中で、市民の生活の質をより高めていくためには、地域の特性や市民の経験や能力を活かした「市民が主役」の行政運営が求められています。
- ◆本市では、少子高齢社会にあってもまちの活力を維持し、心が通う、元気なまち、「笑顔のまち牛久」をつくるために、市民との対話による、市民の視点に立った自治体経営を基本理念として、「市民との協働によるまちづくり」を推進しています。

課題

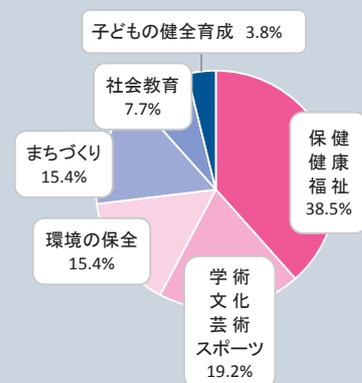
- 市民の行政運営への参加を促進するためには、より多くの市民が市政を知り、一人一人が自分と周囲の人々のために何ができるかを考えることが必要です。
- 行政が市民のニーズにあった施策や事業を展開していくためには、積極的かつ能動的に市民の声を把握し続けることが必要です。
- 協働のまちづくりを次代につないでいくためには、新しい担い手を見出し、育てていくことが必要です。

【出前講座の実施状況の推移】



【市内の特定非営利活動法人（NPO※法人）の状況】

・NPO 法人の数の推移 ・NPO 法人の活動分野ごとの数と割合



施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1) 牛久のまちづくりへの市民参加を促進する (協働のまちづくりへの意識醸成)

- ① 広報紙、市ホームページやFMうしくうれしく放送（コミュニティFM）および出前講座などにより、市政に関する積極的な情報発信を行います。
- ② 市民のまちづくり活動に対する各種表彰制度の活用などにより、市民の参加・参画意識のさらなる向上を促進します。
- ③ 選挙に関わる制度の周知や啓発活動の実施などにより、市民の選挙への理解を促進します。
- ④ 模擬議会などにより、小中学生期からの市政への関心を高めま

(2) 市民の声を積極的に取り入れたまちづくりを推進する (市民意見の反映)

- ① タウンミーティングや行政区役員との意見交換会、毎年の市民満足度調査などにより、市民ニーズを積極的に把握し、市政へ反映します。
- ② 総合相談室の運用により、市民から寄せられた意見に対して迅速に対応します。

(3) 新たなまちづくりの担い手を発掘し、育成する (まちづくりの担い手支援)

- ① 新たなまちづくりの担い手を発掘し、ソーシャルビジネス※やコミュニティビジネス※への展開を支援します。
- ② 全国各地で展開されているまちづくりに関するコミュニティ活動などの情報を積極的に収集・発信します。

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
出前講座の年間実施件数	51 件/年	80 件/年

[用語解説]

NPO	「Non-Profit-Organization（非営利団体）」。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。
ソーシャルビジネス	少子化高齢化、育児・教育問題、引きこもり・ニート支援、障がい者支援、環境保護、貧困問題、地域コミュニティ再開など、解決されなければならない社会的課題をビジネスの手法で解決していく活動。
コミュニティビジネス	地域コミュニティ等におけるニーズや課題に対応するための事業。主に地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することで、対象となるコミュニティを活性化し、雇用や人の生き甲斐（居場所）などをつくりだすことが主な目的や役割となる場合が多い。また、コミュニティビジネスの活動によって、行政コストが削減されることも期待されている。

第2節

多種多様なコミュニティ活動の充実を支援

地域コミュニティ活動

関連
計画

総合計画前期基本計画、男女共同参画推進基本計画

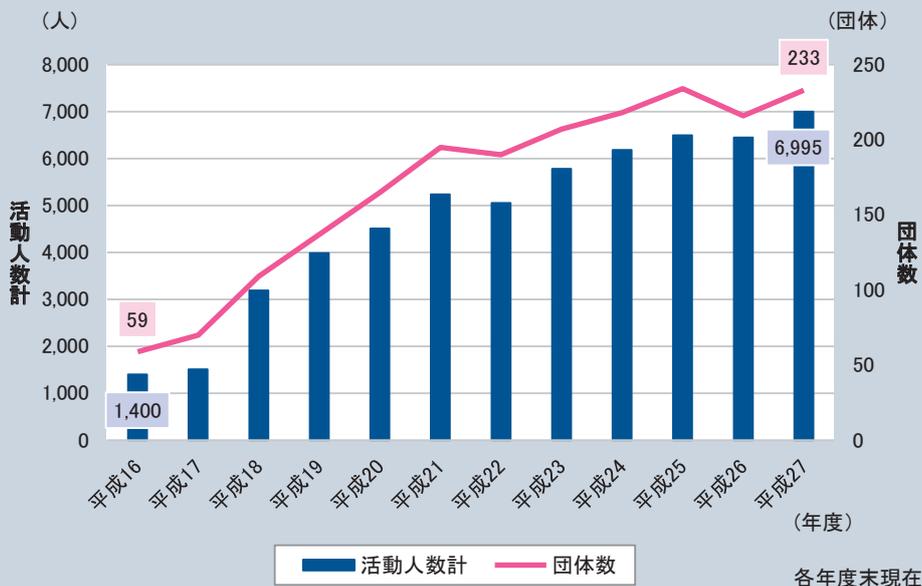
現状

- ◆少子高齢化、核家族化、共働きの増加などの影響により、地縁的な結びつきが失われるだけでなく、家族や親子のきずなが薄まり個人が孤立した状態で生きる社会（無縁社会）の進行がみられ、これまで以上に人のつながりが重視されるようになっていきます。
- ◆そうした中、本市では、NPO※法人等の市民活動団体や市民ボランティアによる地域活動が活発に行なわれています。行政としては、広報紙、インターネット、コミュニティ FM による情報発信や、交流の場の提供などにより、こうした市民活動を支援しています。
- ◆しかし、担い手の高齢化により参加者が減少するなど、活動に支障をきたす例もみられています。

課題

- 市民活動がより充実し、高まっていくためには、市民団体同士の情報交換や協力関係の構築などが必要であり、行政は、ネットワーク※形成のためのコーディネート機能を高める必要があります。
- 地域コミュニティを維持、活性化していくためには、子ども、若者、高齢者など、各世代がそれぞれの役割を担っていく必要があります。そしてそのためには、お互いの顔が見える関係、助け合える関係を築いていく必要があります。

[ボランティア活動の状況]



資料：社会福祉協議会

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民・団体が活動しやすい 環境を提供する (市民や団体の主体的な活動支援)</p>	<p>① 様々な媒体による市民活動団体やボランティア団体への情報提供や、市民活動ネットワークの強化を促進します。</p> <p>② 市民活動団体やボランティア団体の活動などに関する情報を、市民に伝達する仕組みの充実を図ります。</p> <p>③ 市民活動団体などの活動中の事故による傷害や第三者に対して与えた損害について、賠償責任を負った場合にこれを補償する制度である、市民活動災害補償制度の利用を促進します。</p>
<p>(2) 地域における多様な人々の 交流を促進する (市民交流の活性化)</p>	<p>① 世代間交流を促進するきっかけづくりの一環として、イベントなどの企画・実施を推進します。</p> <p>② コミュニティ活動等の拠点として、既存の公共施設や教育施設などの活用を促進します。</p>

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
市民活動・ボランティア登録者数 <small>※登録者数は、団体所属者と個人登録者の合計</small>	6,995 人	7,200 人

[用語解説]

NPO	「Non-Profit-Organization（非営利団体）」。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。
ネットワーク	網状のつながり。ハード面では、道路や通信基盤などのつながりの状態を指す。また、ソフト面では、人と人とのつながり、地域におけるコミュニティのつながりまたはつながりの状態を指す。

第3節 住民自治

たまり場づくりの推進

関連
計画

総合計画前期基本計画、地域福祉計画/地域福祉活動計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

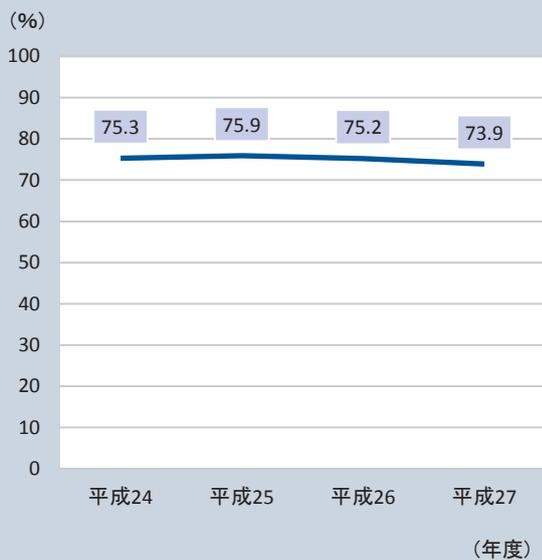
現状

- ◆かつて、向こう三軒両隣といった、地域での物の貸し借りや助け合いなどの「お互い様」の関係がありましたが、現在、このような地域の支え合いが希薄化しています。
- ◆災害などの緊急時において地域での助け合いが重要であることは、東日本大震災においても大きな教訓の一つになっています。
- ◆市民が地域において親睦交流を深められる環境を整備するために、本市は行政区ごとの集会所等の建設や修理等の工事に対する補助や、「たまり場※」の運営補助などを行っています。
- ◆また、小学校区ごとの地区社会福祉協議会※の運営を支援し、地域課題の解決や地域交流の促進をすすめています。

課題

- 地域の課題の解決にあたっては、地域の市民が主体となって取り組むことが重要であり、行政はその活動が実るよう、十分にバックアップしていく必要があります。また、地域活動に対してどのような支援を行なっているのかといった情報を適切に提供していく必要があります。
- 子どもや高齢者、障がい者の見守りや防犯・防災などは、身近な人々で協力しあって取り組むことが効果的であり、地域による主体的な活動をより活発化していく必要があります。

【行政区加入率の推移】



資料：市民活動課

【たまり場補助金交付行政区数と利用者数の推移】



資料：市民活動課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民による地域課題の解決を支援する (地域の課題解決支援)</p>	<p>①地区社会福祉協議会※を支援し、地域住民主体の福祉活動を推進します。(1章1節(2)⑤の再掲) ②行政区や自治会などと市が協働し、地域の困りごとを解決します。</p>
<p>(2) 地区ごとの市民活動の活性化を支援する (行政区・自治会活動支援)</p>	<p>①行政区や自治会などの活動に必要な情報を適切に提供します。 ②行政区や自治会などの活動主体間の情報交換等による地域活動の高度化を支援します。 ③地域の実情にあわせてたきめ細やかな補助を実施します。</p>
<p>(3) 市民が相互にふれあう「たまり場」の運営を支援する (たまり場の運営支援)</p>	<p>①行政区の運営や地域の拠点となる集会場の新設や修理などにより、地域活動拠点となる「たまり場」づくりを支援します。 ②地域の集会所をたまり場として常時開放する行政区を支援し、地域での交流を促進します。</p>

目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
行政区加入率	73.9%	74%以上
たまり場補助金交付行政区数	24行政区	29行政区
たまり場利用者数	140,383人/年	142,500人/年

【用語解説】

たまり場	地域住民、特定の仲間などがいつも寄り集まる一定の場所。本市では、地域コミュニティの活性化に貢献している集会所や区民会館を「たまり場」と呼ぶ。
地区社会福祉協議会 (略称：地区社協)	一人の不幸も見逃さない地域づくりを目指して、多様化する生活課題や福祉課題を解決するため、住民同士が助け合い、力をあわせて地域福祉活動をすすめる新たな支え合いの活動基盤。各地区社協の範囲はおおむね小学校区であり、地域住民の主体的な参加と協力により、まちづくりの推進役として、地域の特徴にあった地域福祉活動をすすめている。



地区社会福祉協議会

第4節

男性も女性も自分らしく活躍できる社会

男女共同参画

関連計画 総合計画前期基本計画、男女共同参画推進基本計画、子ども・子育て支援事業計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

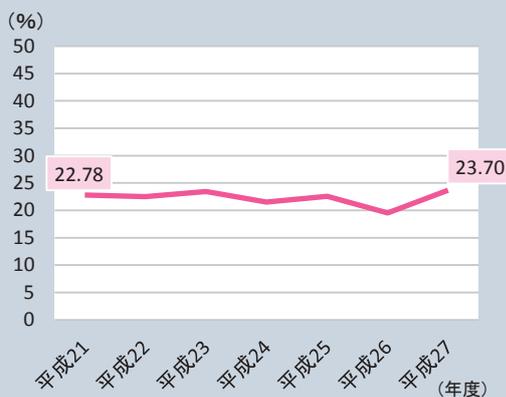
現状

- ◆女性も男性もすべての市民が、お互いを尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会（男女共同参画社会）の実現は、少子高齢化がすすむ中で、地域の多様性と活力を維持し、高めていくために非常に重要なことであり、地域全体で取り組むべきことです。
- ◆本市では、市民活動課に「男女共同参画推進室」を設置しており、「牛久市男女共同参画推進基本計画および実施計画（第2次）」を策定し、その計画に基づいた取り組みをすすめています。
- ◆本市では、ワーク・ライフ・バランスを推進しており、毎年行っている市民満足度調査において、「家庭生活や仕事と地域活動との両立がしやすい環境であると思いますか」という質問をしていますが、「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答した市民の割合は39.2%（平成27年度）となっています。
- ◆本市では、課題解決や政策検討などへの女性の参画を推進していますが、市の審議会等における女性の割合は、23.7%（平成27年度）となっています。

課題

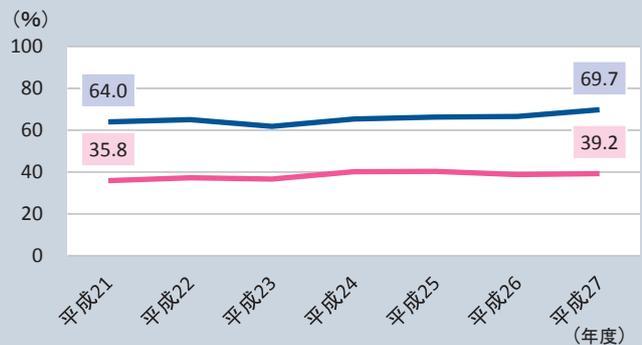
- 家庭や学校、地域、民間企業や行政機関等において、性別による固定的な役割分担の見直しや、女性のリーダー的な地位への積極登用などにより、性別にかかわらず活躍できる社会づくりをすすめていく必要があります。
- やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すワーク・ライフ・バランスの考え方にに基づき、一人一人が自分らしく生活できる環境づくりをすすめていく必要があります。
- 男女間の暴力やハラスメント※、特に女性に対する暴力やハラスメントは、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性に比べてさらに従属的な状況に追い込むなど、男女共同参画社会の実現を阻むものです。これらからの被害を無くすためには、関係機関や民間団体との連携による支援体制の充実が必要です。

【市の審議会等における女性委員の割合】



資料：市民活動課

【男女共同参画にかかわる市民満足度調査結果の推移】



資料：秘書課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1) 性別にかかわらず活躍できる 社会づくりを推進する (男女共同参画の推進)

- ① 職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同に関する啓発活動を推進します。
- ② 市政をはじめ、民間企業や各団体などにおける方針決定過程への女性の参画を促進します。
- ③ 地域活動などにおける女性リーダーの育成や、市における女性管理職への登用を促進します。

(2) 仕事と家庭のバランスが取れた 生活環境づくりを促進する (ワーク・ライフ・バランスの推進)

- ① 妊産婦が安心して働ける職場環境づくりを促進します。
- ② 子育てや介護などのために離職した女性の就業を支援します。
- ③ だれもが育児休業や介護休業などを取得しやすい環境づくりを促進します。
- ④ 保育需要にあわせて施設を整備し、受入体制の充実を図るとともに、保育士不足解消のため処遇改善に努めます。(1章2節(2)①の再掲)

(3) 男女間の暴力やハラスメントの ない社会づくりを促進する (暴力・ハラスメント対策および被害者 支援)

- ① ドメスティック・バイオレンス※、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪など、男女間のあらゆる暴力に関する相談・カウンセリング体制の充実を図ります。
- ② 民間団体との連携などにより、男女間の暴力の被害者に対する支援策のさらなる充実を図ります。

目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
審議会等における女性委員の割合	23.7%	27.0%
家庭生活や仕事と地域活動との両立がしやすい環境であると答えた市民の割合	39.2%	47.0%
男は仕事、女は家庭という考え方に同感しないと答えた市民の割合	69.7%	77.0%

[用語解説]

ハラスメント	他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど。
ドメスティック・バイオレンス	同居関係にある配偶者や内縁関係にある男女間で起こる家庭内暴力のこと。婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第5節 国際交流

海外と地域における異文化交流の推進

関連
計画

総合計画前期基本計画、男女共同参画推進基本計画、地域福祉計画/地域福祉活動計画

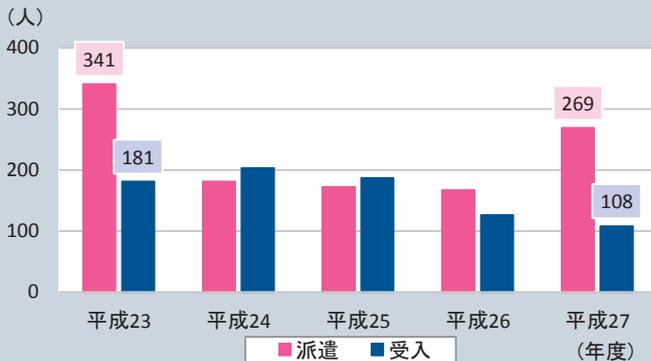
現状

- ◆本市では、昭和60年にカナダ・ホワイトホース市、平成2年にオーストラリア・オレンジ市と姉妹都市、平成25年にイタリア・グレーヴェ・イン・キアンティ市と友好都市の提携を行い、人的、物的交流を通して、相互理解を深めています。
- ◆市内の外国人住民数は減少傾向ですが、様々な国の住民がおり、多様な文化交流が可能な環境となっています。
- ◆本市では、在住外国人の意思疎通手段を確立するため、ボランティアによる日本語講座が開かれています。また、世界家庭料理の会の開催などにより、異文化理解をすすめています。

課題

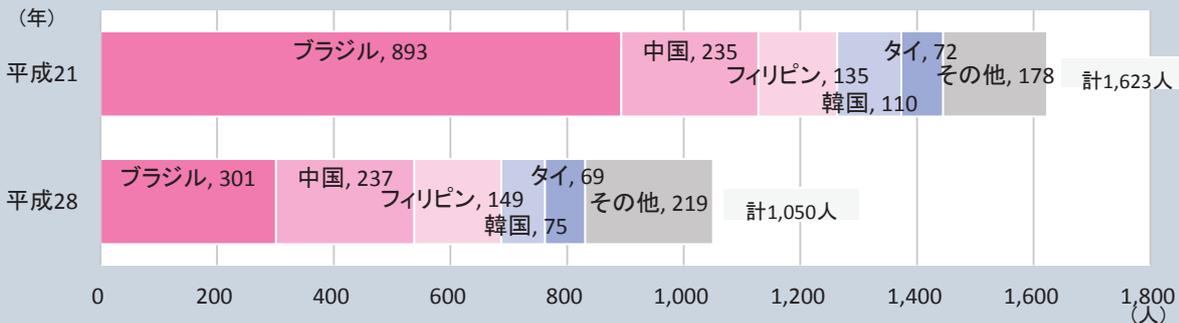
- グローバル化の進展に対応する人材の育成や、国際理解によって同時に促進される自国や地域への理解、郷土愛の醸成といった観点から、多くの市民の参加による国際交流や啓発活動をすすめていく必要があります。
- 人の国際移動が活発になる中、外国人を含めたすべての市民が活躍できるような社会づくりが必要になっており、外国人が市民の一員として安心して暮らせるよう、行政サービスやボランティア活動などを充実させていく必要があります。

[姉妹都市・友好都市との交流状況（派遣人数、受入人数）]



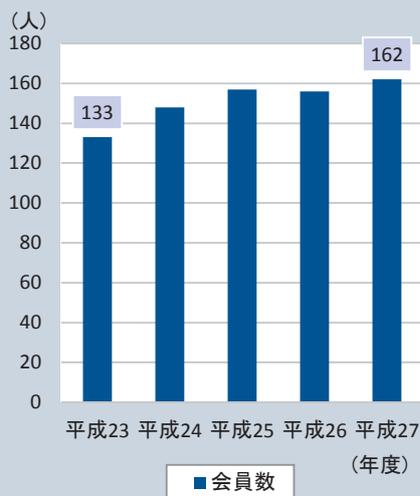
資料：市民活動課

[平成21年と平成28年の外国人住民数上位5と総人数]



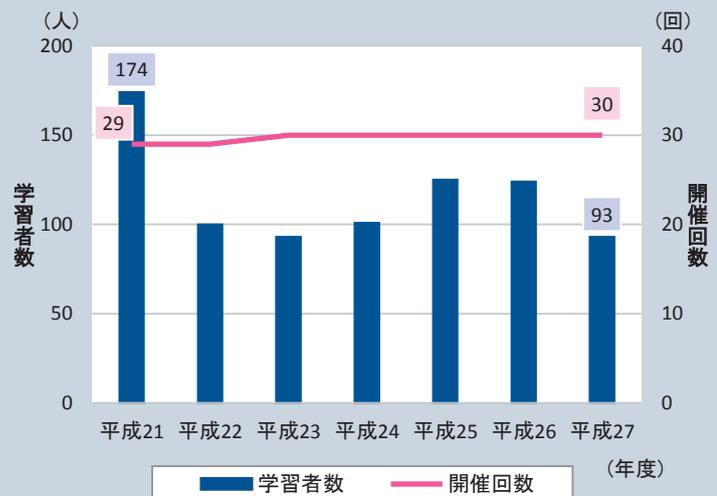
資料：総合窓口課

[牛久市国際交流協会の会員数]



資料：牛久市国際交流協会

[ボランティアによる日本語教室開催回数と学習者数]



資料：牛久市国際交流協会

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1)

市民の異文化との交流を 活性化する (異文化交流の支援)

- ①姉妹都市・友好都市への市民団の派遣や受け入れなどを推進します。
- ②姉妹都市・友好都市のイベントなどへ継続的に参加し、各都市との良好な関係の維持・向上を推進します。

(2)

地域の外国人が暮らしやすい 環境を整える (多文化共生の推進)

- ①ボランティアによる日本語教室の開催などにより、地域の外国人の意思疎通手段の確立を支援します。
- ②外国語のホームページやパンフレットなどを通じて、地域の外国人へ行政・生活情報を的確に伝達します。
- ③外国語通訳者による窓口での手続き援助や、日本で生活する上での相談体制を構築します。
- ④世界家庭料理の会など地域の外国人と市民との交流機会の創出により、異文化理解を促進します。

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
牛久からホワイトホース市への青少年派遣事業応募者数 ※事業実施1回当たりの応募者数	21 人	30 人
牛久市国際交流協会の会員数	162 人	210 人
ボランティアによる日本語教室開催回数	30 回/年	30 回/年
学習者数	93 人/年	125 人/年

